

永山則夫の死刑執行と再審請求について

——二七年目に初めて語った弁護士の「忸怩たる思い」

市原みちえ

元少年死刑囚永山則夫さんが死刑執行されて、今年の夏で27年になった。去る10月20日、私たち”いのちのギャラリー”主催「死刑と司法を考えるープリズンアカデミーカフェ」で、ズームの講演をしてくださった弁護士の安田好弘さんは、開口一番「忸怩たる思い」と語り、「永山さんが、あの時、死刑執行されたのは再審請求しようとしたから、だった」。「再審請求していれば、今も存命だったかも知れない」と証言された。初めて聞いた言葉だった。

「再審請求」?! 「生きていたかもしれない」?! 袴田さんの五八年にわたる免罪事件に無罪が確定して、再審請求の課題が明らかになったばかりのこの10月に聞いた言葉……。

安田好弘さんは、大病後の回復途中で、体調が不安定。周囲が心配する中、今回の講演を受諾してくださった。永山の死刑阻止とその執行阻止をめぐる、永山裁判と自分との関わりから、死刑執行後の拘置所とのやり取り、処刑一六年後の当事件についてのTV番組についても語られた。あくまで永山の立場で、自分の行動も検証し、忸怩たる思いと表現し告白、告発。獄中の死刑囚、永山に寄り添う姿勢に今も変わらないことを知ることができた。安田さんは、直接は触れなかったが、私には、最後の面接者となった私自身のしたこと、しなかったことも問い、客観視する機会を与えてくださったことにも感謝して、安田さんの話の概要を報告してこれからについて考えたい

まず安田好弘さんについて紹介したい。

弁護士。死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90所属。死刑事件辩护人。自分が担当する死刑事件だけでなく、死刑囚の人権と裁判と弁護士同士の交流支援のためのネットワークを作り、死刑執行阻止と死刑制度廃止に向けて日々尽力。広島県の光市母子殺害事件の被告の少年やオウム真理教麻原正晃被告の辩护人と言ったらわかる人もいるだろうか。他の辩护人が引き受けたがらない刑事事件を受任して、世間のバッシングの砲火を何度も浴びた。しかし安田さんほど被疑者、被告に寄り添う弁護士はいないとも言われる。処刑された死刑囚の身柄引取にも同行支援している。「生まれ育った環境が生む歪みを無視して、加害者を断罪するに終始することが、事件の解決と言えるのか」が氏の信条。

永山則夫と安田好弘弁護士とのかかわりは、次の通り。

1949年6月27日	永山出生
1868年10~11月	永山事件（永山19歳）
1969年4月7日	永山逮捕
1969年5月24日	永山起訴
1979年7月10日	永山一審判決（死刑）
1980年	安田、弁護士に
1981年8月21日	永山控訴審判決（無期懲役）
1983年7月8日	第一次上告審判決（差戻）
1983年12月20日	安田、接見（最初にして最後の）
1987年3月18日	永山第二次控訴審判決（死刑）
1990年4月17日	永山第二次上告判決（死刑）
1997年8月1日	永山死刑執行
1997年8月4日	安田、身柄引取に同行

以下、当日、安田さんが話されたポイントを順をおってみていこう。

一 永山との接見

安田さんが弁護士になって三年目の頃、当時、死刑を阻止する方法として、精神鑑定が有効だと弁護士の間に共有されていた。永山の弁護団から誘われてその弁護団に加わるべく、永山と初めて接見されている。

死刑を阻止するには、精神鑑定と静岡事件（永山が六八年に起こした盗み、放火、銀行強盗未遂などを静岡県警が取り逃がし、泳がせた事件。逮捕も起訴もされなかった）だと永山にも提案。しかし永山は精神鑑定は受け入れがたく、拒否。そして精神鑑定で永山を救おうとした弁護団も全員解任した。最後の弁護人となったのは、遠藤誠弁護士。（遠藤弁護士は「永山事件は少年事件。少年法で、少年は死刑にできない」「死刑は憲法違反」との点で争ったが、事実審理をしない最高裁の判決は「死刑」）。

二 なぜ死刑執行されたか

永山則夫がなぜあの時、死刑執行されたのか？

同じ年（九七年）の六月、神戸連続児童殺傷事件（別名 酒鬼薔薇事件）の容疑者として一四歳の少年が逮捕されたこともあり、少年であっても死刑は免れないと、厳罰姿勢を示すためリストに加えられたとの説が大半だった。「少年事件への見せしめ」説であった。安田さんも同意見だったが、「あれは間違っていた」と告白。

三 再審請求の有効性

執行抗議の集会（身柄引取に行く前日に開催）で、遠藤弁護士が語った「永山君は再審請求について、遠藤さんと相談したい」と書いていたとの発言を聞いて、安田さんは自分の間違いに思い至った。

安田さんは言う。永山は「再審請求をしようとしていたために、あの時、執行された」と。悔やまれるのは、死刑執行阻止の方法として、再審請求が有効で実際に再審請求した受刑者は執行されていなかった。再審請求に取り組もうとの弁護士間の認識が、遠藤さんたち先輩世代とは共有されていなかったことだと。永山は再審請求準備をしようとしていて、弁護士にも支援者にも伝えていたが、外は動かず。孤独と絶望の中で死刑執行された。しかし再審請求していたら、執行されず、いまでも健在だったかもしれない。

四 遺体引き取り・遺品等の受領

安田さんは、最後の弁護人遠藤弁護士に、「急がないと火葬されてしまう。執行時の永山の抵抗の痕跡などが火葬で消去される可能性がある」と伝えたが、自ら駆けつけて火葬を止めることをしなかった。

遺品等の受領にさいしては、次のような拘置所とのやり取りがあった。

・遺留品と領置品目録

安田さんは、拘置所は、受刑者の所持品を領置品目録を作成して厳重に管理していることと、執行の三ヶ月前頃からの日記や手紙などを処分してしまうことを経験して、知っていた。永山さんの遺品引き渡しには、その領置品目録ではなく、書き出した遺留品目録（忘れ物リスト）が作られて、「これが永山の遺品のすべてだ」と、引き渡された。——あるはずの日記がない。出せ。あるはずだ。リストと領置品目録と照合させろ、との交渉も安田さんが行なった。

・口頭遺言

拘置所の刑務官から「実は遠藤弁護士に永山から口頭遺言があり、それを書き取りました」との伝言があった。ここでも、書き取ったのならば、見せろ、見せないの押し問答。

五 永山基準について

永山基準とは、マスコミがつけた名前。八三年の第一次上告審に際し、控訴審の無期懲役判決を破棄し、差し戻した際に示した判決の傍論（判例ではない）が由来。最高裁が初めて明示した死刑適用基準。それによると、犯罪の性質、動機、犯行様態、結果の重大性、犯人の年齢、前科などを考察し、刑事責任が極めて重大で、罪と罰の均衡が犯罪予防の観点からもやむを得ない場合には、死刑の選択も許されるとした。

この基準に関して、つぎのような事項について、安田さんは指摘しました。

A 船田判決（第一次控訴審 無期懲役）

判決では、劣悪な環境にある被告人に対し、救助の手を差しのべることは、国家社会の義務であって、そのことに目をつぶって、被告にすべてを負担させることは片手落ちとし、「死刑を選択する場合はあるとすれば、その事件についていかなる裁判所がその衡にあっても、死刑を選択したであろう程度の情状がある場合に限られる」とした。

B 第一次上告審判決（差し戻し）

死刑制度を存置する現行制度の下では、その罪責が重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむを得ない認められる場合は、「死刑の選択も許されるものといわなければならない。」としていること。

C 光市母子殺害事件第一次上告審（2006年8月20日）

被告は事件当時一八歳の少年。この判決においては、「死刑の選択をするほかはないものと言わなければならない」とし、死刑の基準が厳罰化していた。

D 団藤重光最高裁判事の談

永山の第一次上告審の時、「死刑の適用基準について、最高裁全員の意見聴取があった。自分は、船田判決を言い直したもので、どの場面から検討しても死刑がやむを得ない場合のみ死刑適用が許されるという趣旨だと解釈して賛成した。しかし、出てきた結論は逆だった。」

（その後、変遷があるが、死刑判決の基準とされるものは無いに等しく、死刑判決は減少している）

自分への問いかけ

安田さんの今回のお話「永山則夫さんへの忸怩たる思い」は、他人事の話ではなく、自分自身への問いに貫かれていた。永山則夫の死刑判決を阻止できず、死刑執行も阻止できず、確定後の死刑囚永山則夫の孤独と絶望にも気づけず、死刑執行された時の最後の抵抗の跡も確かめることもできず、遺品、遺言の確認もできなかった死刑弁護人の無念の告白証言と言えるものだった。自分が一度でも担当した事件の被告でもないのにである。20年以上前のことであっても、課題を放置せず、社会問題化しようとする証言だった。

そして同じ境遇にある今日の死刑囚を、人でないひと、非人、刑死する者として軽んじ、死後も抗弁権を無視して鞭打つがごとくなす。——行為者へ、静かな口調ではあるが、思いを込めた抗議の言葉。しかし本当にそれが「死刑囚本人のため」「死刑廃止のため」と言えるのか。氏の真剣な問いかけと、私には聞こえた。

ああ、私は、自分のしたこと、しなかったことの本当の意味が、漸く、安田さんの話で理解できた。私は、「孤独と絶望の中にいた」確定死刑囚永山則夫さんの最後の面会者となりながら、永山さんの最後の4日間を無駄に過ごさせていたのだ。どんなにか待っていただろう。良い報告を、新しい身柄引受人との面会、または同行を、救出を。が、それだけではない。

その前の約2年間余、私を探しているという事情が分からず、身柄引受人の問題ととらえて、右往左往したが、身柄引受けと同時に再審請求について至急検討準備すべきこと、弁護士、死刑廃止運動関係者のところに走るべきとは、全く思い至っていなかった。今のようにネット検索で調べられなくても、会ったことのない弁護士でも、伝え手をたどればできないことではなかったはずだ。支援者の顔をした、第三者、他人事だったのだ。肝心な時に役立たないだけでなく、信頼を裏切ったに等しい。袴田さんのように、日本弁護士会に人身保護申請することもできたはずだ。

安田さんは、同じように、弁護人の行動も検証する。最後の辩护人遠藤誠さんが、もっと早くに動かなかったこと。再審請求の準備をしなかったことについて。そして、働きかけていなかった自分を責め悔やむ。

再審請求——間違った報道をしてはいけない

安田さんは、確定死刑囚の死後の報道も検証する。なぜ、事実を報道しないのか。永山が再審請求をしようとしていたこと。永山の阻まれていた闘いと苦境を読み取りながら、間違ったことを報道したテレビ番組と本がある。「永山さんが最後まで再審請求をしなかったと、また本にもおとなしく刑に服したと、間違った報道をした」。「永山さんが最後まで抵抗しようとしていたこと、皆さんにも理解してほしい」「誤った情報は糺したい」「間違っていますよ」と伝えたが全く無視されたままです」と証言した。

2009年に放送されたNHKテレビのE T V特集（「永山則夫 獄中28年の交流」）では、「永山則夫は一度も再審請求をしなかった」と強調されていた。

再審請求をしようとしていたことの証拠は、永山の「獄中通信」に載った私、市原宛の伝言にもあった。「市原さん 急いで交代を。再審請求のため資料を東京に移動したい。」「死刑廃止 待ったなしです」と、くり返されていた。

2009年の番組が制作され、私に、製作者がそのDVDを持参したが、見て違和感——なぜ？だった。

「永山則夫の書簡が大量に保存されていると聞いた」「裁判員裁判が始まる前に、死刑の廃止に役立てたい」と言って、元広島テレビのディレクター（当時フリー）が私を訪ねてきて、NHKのディレクターだった夫君も同行して、協力を依頼された。私は信頼して、すべての遺品、資料も見せ、書簡も見せた。（当該のディレクターとは、取材の途中で、私が途中から、個人情報漏洩・流失の危険に思い至り、（個人情報データを含む往復書簡を持参のパソコン持参で入力、USBに保存して自宅と保存場所（市原宅）を往復していた。）提供を中断して、データ削除を求めたことから関係途絶。以後、永山子ども基金が遺品を移動して提供した）。

—すべてを提供したのに、ナレーターはなぜ「永山は再審請求は一度もしなかった」と語るのか。解せなかった。

しかしこの件では、私は抗議しなかった。当時、事情を知っていて、私に賛同してくれる周囲の人はごく少数いたが、関わるのを嫌がった。私に賛同してくれる人の心当たりが見つからなかったからだ。しかし怒りがくすぶっていた。番組で使いきれなかったことをまとめたという本も買わなかった。その後の番組（2013年）も見るのも嫌で、ほかの人が録画したのを貰った。その本（永山のTV放送時に出版、2冊目）も見ていなかったが、今回改めて見たら、一冊目の本には、安田さんらしい人物も登場していた。

今回、安田さんの話を聞いて、同じディレクターによるテレビ特集と二冊の本が、永山さんに、日本の死刑廃止に、どんな影響を与えたのか、永山さんの立場で、安田さんは、いまま検証していることがわかった。

消された確定後の永山則夫

何と、死刑確定後の永山則夫が消されていたのだ。

死刑の廃止のためと言いながら、なぜ、確定後の外部交通遮断後の、身柄引受人との愛と苦闘——外部への発信努力までもなかったことにしたのか。先のディレクターは、信頼できるジャーナリストと信じて協力していたのに。

小説家・思想家・死刑廃止運動獄中活動家、永山の情報・資料収集、読書を支えるお金、衣類や寝具の宅下げ送料にも窮するようになり、原稿も外に出せず、出版もできず。切手代も変えなくなり。孤立する確定死刑囚が、どうやって本が、資料が買えるのか。「人類の解放のために、落ちこぼれの学」と副題をつけながら思索し続けた「新論理学ノート」、贖罪の作業の小説『華』の原稿の大半が外に出せなかった事実、「再審請求するために」と書いた自筆の証明も見せたのに、伝えず、なぜ永山が、「最後まで一度も再審請求をしようとしなかった」と強調し、書いたのか。なぜ執行阻止に抵抗もせず、刑場に消えたかのように報道するのだ。

間違いを指摘した安田さんの問いに答えがなかったのが、間違っただけの報道の証明といえまいか。

報道・著述について、例えば北海道新聞社は次の個人情報取り扱い規定を公表しているので参考にしたい。

（1）取材・報道にあたっては、日本新聞協会の「[新聞倫理綱領](#)」や当社の「[北海道新聞編集綱領](#)」を遵守します。また、報道倫理等に則り、報道・表現の自由と個人情報保護の接点を自らの努力で見だし、読者と道民の信頼と理解を得られるよう努めます。

（2）報道または著述の用に供する個人情報は、社会通念を逸脱しない方法により取得します。

（3）報道または著述の用に供する目的で取得した個人情報は、本人の同意がある場合を除き、原則として、報道または著述の目的にのみ使用します。

（4）報道または著述の用に供する目的で個人情報を取り扱うに際しては、正確性の確保に努めるとともに、個人の名誉やプライバシーなどを尊重します。

永山則夫は「再審請求しようとしていた」——これこそが、拘置所、法務省が永山則夫の死刑執行を急いだ理由だったのだ。「再審請求を出す前に処刑しろ」だったのだ。安田さんは言った。「永山さんは孤独と絶望の中だったが、黙っていたわけではなかった」と。

くり返させないこと

私は、永山さんを死刑台に追い込んだ本人だが、追い込む前に絶望の淵に追いやっていた。しかも、貧困、前科者差別や死刑囚蔑視にも不屈に戦い、殺さない仲間づくりに苦心してきた永山則夫の闘い（贖罪の執筆・論究活動）を止める役に加担していたのだ。しかも「再審請求すれば」生きていたかもしれない死刑囚に、さらに「再審請求もせず、無抵抗でおとなしく死刑に処せられた」と不名誉なレッテル張りに、私は手を貸していたのだ。今まで。このジャーナリストは「確定死刑囚にとっての再審請求」の持つ重要な意味を知っていたのだ。と、漸く理解し自分の罪を、自覚した。

袴田巖さん、永山則夫さんたちの苦闘、無念をくり返させないために、再審法の全面改正と死刑を廃止させる！新たに誓いました。

永山則夫は死刑台の向こうから何度でも生き返る。

永山は黙らない。確定死刑囚にも、死者にも抗弁権も個人の名誉もある。今、永山が目まはされていることは、決して喜ばない。社会の状況が悪くなっていると思えるからだ。永山はいつでも、どこへでも、書き残したものを引っ提げてまた現われる。「俺は非人に落ちたが あなた方はまだ人間だ。第2の永山則夫を出さないでくれ！」

永山則夫は死してなお、長生きです。未だ、課題が現れます。貧困、孤独、差別のない社会へ。殺すな！殺されるな！残したものを散逸させたくありません。永山の残したものの保存継承のためのNPO法人を設立しようとしています。名称決定「永山則夫ライブラリー」バトンタッチ！どうぞ、力を貸してください。お願いします。

韓国の市民と国会議員と人民の兵士たちが、今、現実に直面している現職大統領によるクーデターへの緊急阻止行動に連帯をどうしたら表せるのか、あせりながら

2024年12月7日 市原みちえ 東京都北区在住

2025年1月10日 追記・修正